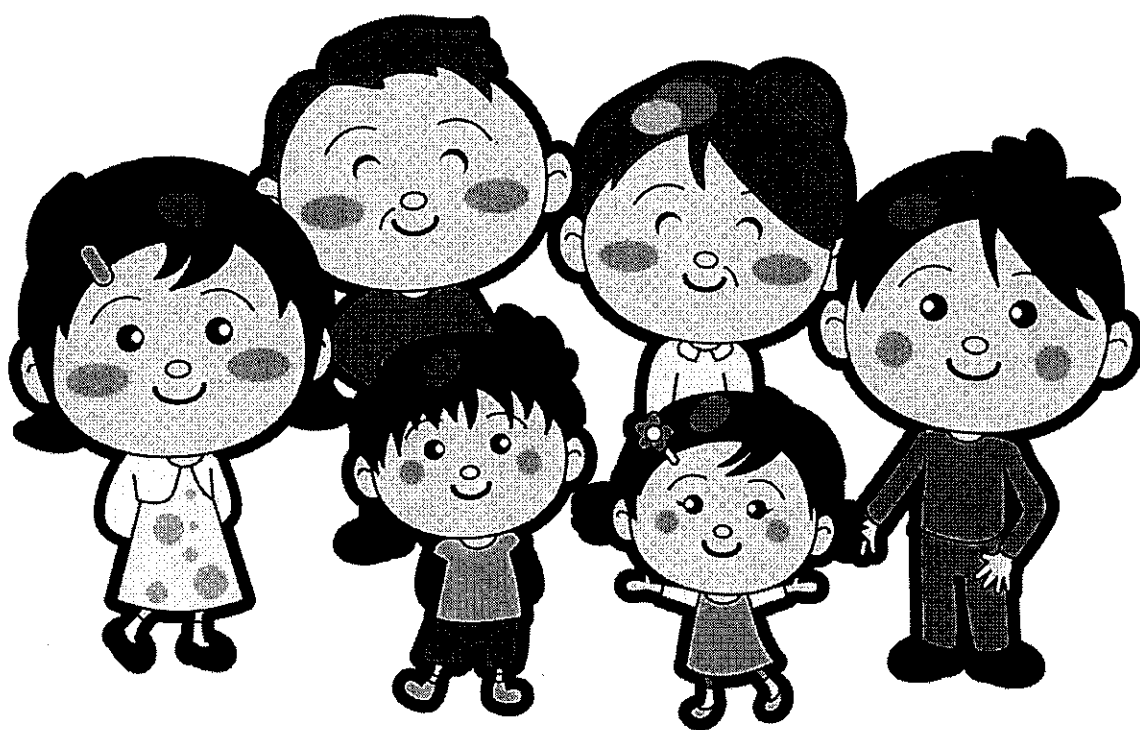


令和6年度  
犬山市青少年センター  
要覧



犬山市教育委員会

## はじめに

日ごろは、犬山市青少年センターの運営並びに事業各般にわたり格別のご理解とご協力・ご支援を賜り感謝申し上げます。

新型コロナによる行動制限もなくなり、社会活動が通常に戻ってきました。ところで、コロナ禍の3年間は子どもたちの成長にどんな影響を与えたのでしょうか。3年間の学校行事など人と接する経験の中で、成功と失敗を重ねながら成長できるはずの3年間で、なくなってしまいました。今年20歳になる人と話す機会があり、その人は「自分たちは学園祭や修学旅行などの多くの経験ができなかった。だから…」とさみしそうに語っていました。また、ずっとマスク生活が続いていましたが、行動制限がなくなって、同級生の素顔をはじめて見たということも聞きます。マスク生活に慣れてしまい、素顔を見られたくないという理由でマスクを外せない人もいます。まだまだ新型コロナウイルスはなくなったわけではありませんが、社会生活は以前と同じ活動になってきました。しかし、この3年間で経験すべきことを経験できず、人との交流が苦手なまま、困ったことを相談する人がいないまま、オンラインゲームやSNSの時間が多くなり、SNSなどによるトラブルや、犯罪被害に巻き込まれたり、有害な情報が青少年の人格形成に悪影響を及ぼしたりしていることがあります。人との交流が苦手で、ひとりである時間が増え、親の目の届かないところでSNSなどが頻繁に利用され、問題行動が潜在化・広域化していくことが懸念されます。

こうした状況を踏まえつつ、様々な悩みを抱えた子ども・若者の相談窓口の案内カードを市内の小中高等学校を通じて配付し、悩み相談の窓口としての機能を強化し、相談活動の充実を図ります。そして、関係機関や団体と連携して青少年が非行に走ったりひきこもり等になったりする前に、その前兆を早期に把握し、支援に努めてまいります。

犬山の未来を担うすべての青少年が健全に育ち、地域が安全・安心なまちとして発展していくことは、市民すべての願いです。「地域の子は、地域で守り育てる」を基本に、青少年健全育成団体・機関と連携をとりながら、幅広く青少年の健全育成活動を展開していきたいと考えています。今後も青少年の健全育成を目指して皆様のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

令和6年7月吉日

犬山市青少年センター  
所長 梅村 淳

# 目 次

1 犬山市青少年センターの概要	
(1) 名称及び所在地	1
(2) 沿革	1
(3) 犬山市の現況	2
(4) 職員構成	2
(5) 犬山市青少年センター運営協議会	2
(6) 青少年健全育成推進員の構成	2
(7) 犬山市青少年センター業務内容	3
(8) 犬山市青少年センター運営機構図	4
2 令和5年度活動報告	
(1) 青少年健全育成に係る会議	5
(2) 青少年育成支援活動	6
(3) 広報啓発・街頭指導活動	7
(4) 相談活動	8
(5) 青少年健全育成講演会・研修会の開催	8
(6) 子どものための教室開催	8
3 令和6年度活動計画	
(1) 青少年健全育成に係る会議	9
(2) 青少年育成支援活動	9
(3) 広報啓発・街頭指導活動	9
(4) 相談活動	10
(5) 研修会・講演会の開催	10
(6) 子どもための教室開設	10
4 参考資料	
(1) 相談の受理状況	11
(2) 図書類自動販売機設置台数の状況	11
(3) 犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則	12
(4) 犬山市青少年センター連携図	16
(5) 各種法令による青少年の呼称及び年令区分	17

# 1 犬山市青少年センターの概要

## (1) 名称及び所在地

名 称 犬山市青少年センター（平成24年8月改称）  
 設置運営主体 犬山市教育委員会  
 主管部局課名 犬山市教育委員会 文化推進課  
 設置年月日 平成10年4月1日  
 所在地 犬山市大字犬山字東畑36番地（犬山市役所3階、文化推進課内）

## (2) 沿革

平成10年度	4月1日	犬山市福祉会館内に犬山市少年センターを設置 少年センター運営協議会委員9名、地域指導員56名委嘱
12年度	6月1日	少年センター運営協議会委員1名増員委嘱し10名委嘱 少年センター地域指導員1名が増員され57名委嘱
14年度	6月1日	少年センター運営協議会10名委嘱
	7月1日 12月1日	少年センター地域推進員4名及び地域指導員61名委嘱 少年センター地域指導員2名増員し63名委嘱
16年度	3月29日	少年センターの設置及び運営に関する規則改正
18年度	7月1日	少年センター地域指導員1名が減員になり62名委嘱
20年度	7月1日	少年センター地域推進員4名、地域指導員62名委嘱
22年度	7月1日	少年センター地域推進員4名、地域指導員62名委嘱
24年度	8月29日	犬山市少年センターの設置及び運営に関する規則を全部改正し、設置場所を福祉会館から市役所本庁に移動、名称を「犬山市青少年センター」に変更。 地域推進員と地域指導員を一本化し、青少年健全育成推進員とし、60名委嘱。
25年度	7月30日	青少年健全育成推進員60名委嘱
26年度	5月21日	青少年センター運営協議会委員11名委嘱
	6月25日	青少年健全育成推進員59名委嘱
27年度	7月2日	青少年健全育成推進員60名委嘱
28年度	5月24日	青少年センター運営協議会委員11名委嘱
	7月4日	青少年健全育成推進員61名委嘱
29年度	7月5日	青少年健全育成推進員59名委嘱
30年度	5月21日	青少年センター運営協議会委員11名委嘱
	6月27日	青少年健全育成推進員58名委嘱
令和元年度	7月2日	青少年健全育成推進員57名委嘱
2年度	5月1日	青少年センター運営協議会委員11名委嘱
	7月	青少年健全育成推進員57名委嘱《新型コロナで青少年センター連絡会議中止》
3年度	7月1日	青少年健全育成推進員58名委嘱
4年度	7月6日	青少年センター運営協議会委員11名委嘱 青少年健全育成推進員58名委嘱

5年度	6月27日	青少年健全育成推進員54名委嘱
6年度	7月10日	青少年センター運営協議会委員11名委嘱 青少年健全育成推進員56名委嘱

**(3) 犬山市の現況 (令和6年4月1日現在)**

- 面積 74.90km<sup>2</sup>
- 人口 71,521人

区 分	男(人)	女(人)	計(人)
総人口	35,498	36,023	71,521
少年人口 (18歳未満)	5,137	4,997	10,134

- 世帯数 31,756 世帯
- 保育園・幼稚園・学校及び園児・児童・生徒

区 分	園・学校数(校)			園児・児童・生徒数(人)		
	公立	私立	計	公立	私立	計
子ども未来園	13	0	13	1,073	0	1,073
保育園	0	2	2	0	160	160
幼稚園	1	4	5	37	460	497
小学校	10	0	10	3,294	0	3,294
中学校	4	0	4	1,871	0	1,871
高等学校	2	0	2	1,174	0	1,174
計	30	6	36	7,449	620	8,069

**(4) 職員構成**

所長兼相談員 1人 相談員 1人

**(5) 犬山市青少年センター運営協議会 (委員数 11人)**

○青少年センターの運営に指導・助言する。

- ・ 構成員：市議会代表、小中学校長会代表、犬山警察署生活安全課長、社会福祉協議会代表、子供会育成連絡協議会代表、ボーイスカウト・ガールスカウト犬山連絡協議会代表、市民活動支援センター代表、保護司会代表、主任児童委員代表、青年代表、犬山市民活動団体代表 各1人 (いずれも青少年問題協議会委員を兼務)
- ・ 委嘱者 教育委員会 (ただし市長の委嘱した青少年問題協議会委員を兼務)
- ・ 任期 2年
- ・ 開催状況 犬山市青少年センター運営協議会 会議 年6回、  
犬山市青少年センター連絡会議 年1回

**(6) 青少年健全育成推進員の構成**

○青少年を取り巻く有害環境の発見及び青少年に対する街頭指導をする。

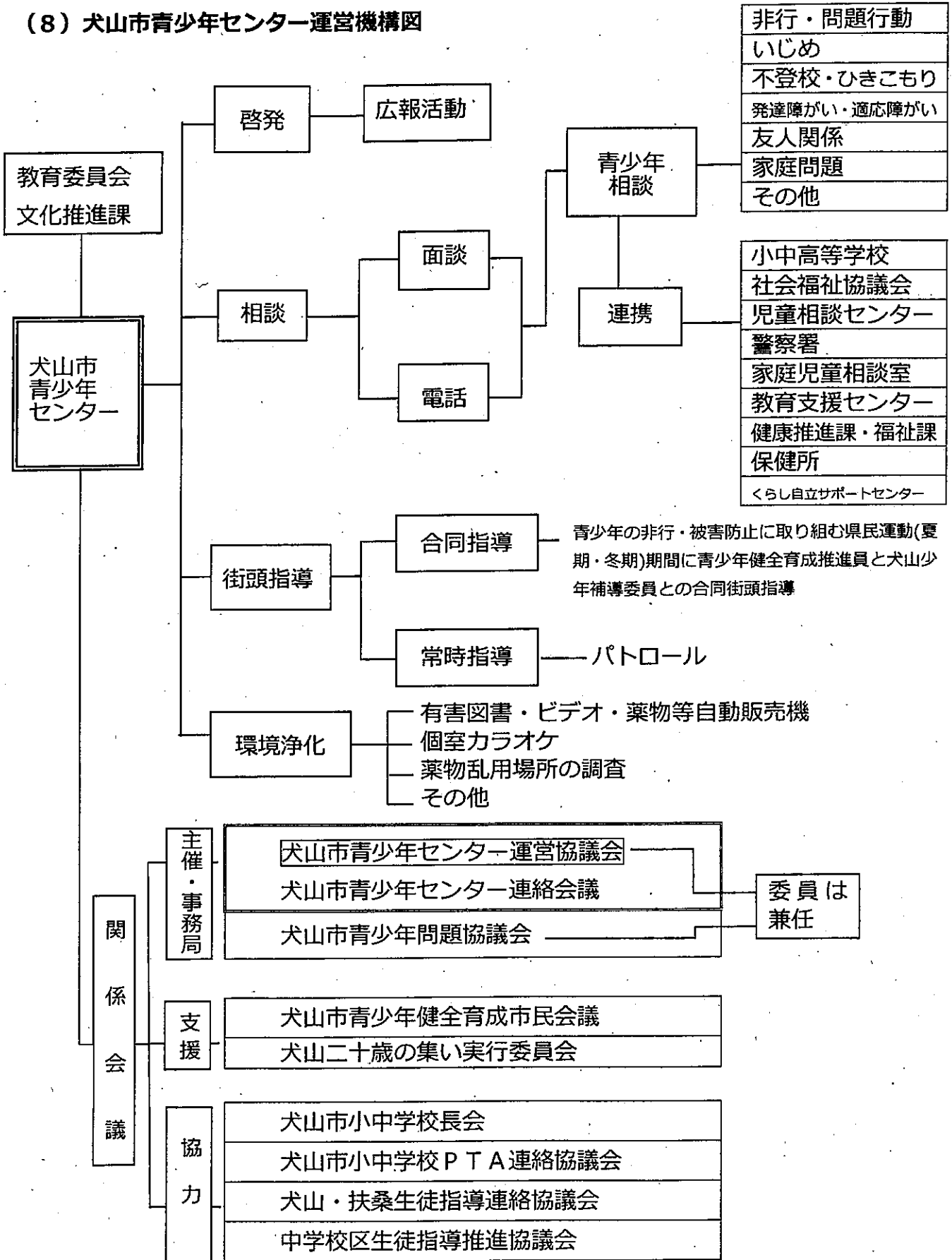
- ・ 青少年健全育成推進員 56人
  - 《内訳》 保護司 15人
  - 主任児童委員 11人
  - PTA会長 14人 (市内小中学校 各1人)
  - 生徒指導主事等 16人 (市内小中高等学校 各1人)

- ・委嘱者 犬山市教育委員会
- ・任 期 委嘱の日から令和7年3月31日まで

(7) 犬山市青少年センター業務内容 (主なもの)

業 務 内 容		開 催 時 期	備 考
犬山市青少年センター運営協議会会議		通 年	年6回
犬山市青少年センター連絡会議		6月または7月	年1回
相 談 活 動		通 年	
街 頭 活 動		通 年	
講演会の開催 (青少年健全育成講演会)		通 年	年3回
研修会の開催 (困難を抱えた子ども・若者支援)		通 年	年3回
犬山市青少年問題協議会会議		通 年	年6回
犬山市青少年健全育成市民会議支援		通 年	年6回
犬山二十歳の集い実行委員会支援		通 年	
広報活動	市広報「犬山」による各種広報	通 年	市広報 全戸配布
	青少年健全育成市民会議会報「おあしす」	4・8・12月	市広報 全戸回覧
	街頭啓発活動(犬山少年補導委員との合同キャンペーン)	8・12月	
	カード・のぼり旗・ハンドプレート等	通 年	
連携活動	犬山・扶桑生徒指導連絡協議会	6・9・2月	
	おあしす運動	通 年	
	有害環境調査	8・12月	
県民運動 等との連 携活動	青少年の非行・被害防止に取り組む県民運 動 (夏期・冬期)	7・8月 12月20日~1月10日	
	「社会を明るくする」県民運動	7月	
	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動	10月	
	「春と秋のこどもまんなか月間」におけ る子ども・若者育成支援県民運動	5・11月	
	「家庭の日」県民運動	2月	
講 座	ロボット塾 (プログラミング教室)	7・8月	5講座×3
その他	青少年の健全育成に係ること	通 年	

(8) 犬山市青少年センター運営機構図



## 2 令和5年度活動報告

近年の青少年を取り巻く情勢は、少子化の進行や就業形態の多様化、情報社会の進展、コロナ禍による影響等により社会環境が大きく変化する中で、青少年による事件、「いじめ」や「児童虐待」にかかる事案、SNSを通じたトラブルが多く起きています。青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法・有害な情報がSNS上に氾濫するなど、非行防止・被害防止の両面において厳しい状況にあります。さらにコロナ禍の3年間の影響もあり、支援を必要としている青少年の孤立が顕著となり、「不登校(傾向)」「ひきこもり(傾向)」等青少年の抱える問題もより深刻化しています。こうした状況を踏まえ、当センターでは、地域、学校など関係機関団体等と連携し、地域の青少年を犯罪から守り健全な育成を推進するために、以下の事業を実施しました。

### (1) 青少年健全育成に係る会議

- 犬山市青少年センター運営協議会(犬山市青少年問題協議会と同一日時で開催)

実施月日	活 動 内 容
4月11日	第6回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催
6月6日	第7回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催
6月27日	犬山市青少年センター連絡会議(青少年健全育成推進員の委嘱など)
8月29日	第8回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催
10月23日	第9回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催
12月4日	第10回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催
2月9日	第11回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催

※犬山市青少年問題協議会は2年間で1期として開催

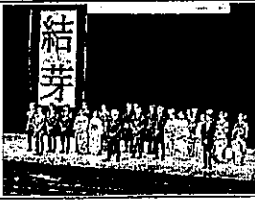
- 青少年健全育成に係る会議等の開催と参加

実施月日	会 議 等 の 内 容
4月27日	重層的支援体制連携会議
5月9日	犬山市青少年健全育成市民会議役員会
18日	犬山市青少年健全育成市民会議総会
25日	重層的支援体制連携会議
30日	愛知県青少年育成推進本部尾張支部青少年育成担当者会議
31日	第2回犬山警察署協議会
6月	江南地区薬物乱用防止推進協議会【書面開催】
22日	重層的支援体制連携会議
23日	第1回犬山・扶桑生徒指導連絡協議会
7月3日	第73回「社会を明るくする運動」に伴う街頭啓発活動及びセミナー



4日	「子ども・若者の居場所づくり～自分らしく前向きになれる居場所とは～」研修会
13日	第1回犬山市青少年健全育成市民会議役員会
26日	「青少年のインターネット適正利用」研修会
27日	犬山市青少年健全育成市民会議 募集標語審査会・重層的支援体制連携会議
8月 4日	犬山少年補導委員会定期総会
18日	犬山市青少年健全育成推進員と犬山少年補導委員合同キャンペーン(夏期非行防止)
24日	重層的支援体制連携会議
9月 6日	第2回犬山・扶桑生徒指導連絡協議会
11日	第3回犬山警察署協議会
14日	第2回犬山市青少年健全育成市民会議役員会
28日	重層的支援体制連携会議
29日	第1回犬山市地域福祉推進委員会
10月14日	犬山市青少年健全育成市民会議 募集標語表彰式
26日	重層的支援体制連携会議
11月 1日	相談支援職員研修会
8日	尾北地域協働生徒指導推進協議会「地域のつどい」
9日	第3回犬山市青少年健全育成市民会議役員会
22日	重層的支援体制連携会議
12月 6日	相談支援職員研修会
7日	第4回犬山警察署協議会
20日	犬山市青少年健全育成推進員と犬山少年補導委員合同キャンペーン(冬期非行防止)
28日	重層的支援体制連携会議
1月11日	第4回犬山市青少年健全育成市民会議役員会
25日	重層的支援体制連携会議
2月14日	第3回犬山・扶桑生徒指導連絡協議会
20日	第2回犬山市地域福祉推進委員会
22日	重層的支援体制連携会議
27日	第4回犬山警察署協議会
3月14日	第5回犬山市青少年健全育成市民会議役員会
28日	重層的支援体制連携会議

## (2) 青少年育成支援活動

実施月日	活 動 内 容
1月 7日	犬山二十歳の集い2024 ・犬山市民文化会館で実施 ・604人の参加者 
年 間	犬山二十歳の集い 実行委員会 ・実行委員会2024(各中学校出身者で構成) ・「犬山二十歳の集い2024」開催の約1年半前より活動

### (3) 広報啓発・街頭指導活動

実施月日	活 動 内 容
4月	○青少年健全育成市民会議 会報「おあしす 46号」にて啓発
5月 16日	○交通一斉監視 「おあしす運動」と連携し、市内各小学校周辺において交通監視活動およびあいさつ運動
26日	○「おあしす運動」との連携し、市内 6 駅においてあいさつ運動
6月	○あいさつ標語募集（市内小学校 4～6 年生） テーマ「絆を深める あいさつ」
7月 14日	○交通一斉監視「おあしす運動」 「おあしす運動」と連携し、市内各小学校周辺において交通監視活動およびあいさつ運動
8月 18日	○青少年健全育成市民会議 会報「おあしす 47号」にて啓発 ○「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（夏期）」に伴う犬山市青少年健全育成推進員と犬山少年補導委員との合同啓発キャンペーン
9月 26日	○交通一斉監視「おあしす運動」 「おあしす運動」と連携し、市内各小学校周辺において交通監視活動およびあいさつ運動
10月 14日 15日	○犬山市産業振興祭において「青少年健全育成コーナー」を設置し、 「犬山市青少年センターの取組」を周知
11月 11日 17日	○「あつまれ いぬやまっ子」において「青少年健全育成コーナー」を設置し、「犬山市青少年センターの取組」を周知 ○「おあしす運動」との連携し、市内 6 駅においてあいさつ運動
12月 6日 20日	○青少年健全育成市民会議 会報「おあしす 48号」にて啓発 ○交通一斉監視 「おあしす運動」と連携し、市内各小学校周辺において交通監視活動およびあいさつ運動 ○「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（冬期）」に伴う犬山市青少年健全育成推進員と犬山少年補導委員との合同啓発キャンペーン

○青少年の悩み事相談所紹介カード作成・配布

・市内 2 高等学校、4 中学校、10 小学校の全校児童生徒に配布

○犬山市青少年センター要覧「令和 5 年度版」作成

(4) 相談活動

① 相談内容別受理件数

相談内容	不登校	非行	家庭問題	いじめ	その他	合計
相談件数	50	0	7	1	87	145
前年度	42	4	0	1	88	135

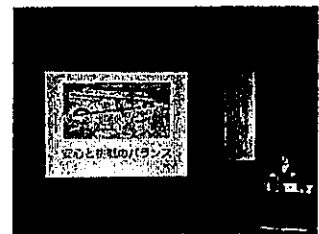
※その他：ひきこもり、就労支援、学業支援、進路支援 等

② 月別相談受理件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
受理件数	18	22	14	13	7	9	11	11	8	8	9	15	145
(新規受理件数)	(1)	(5)	(4)	(1)	(1)	(1)	(3)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(22)
前年度	9	11	9	11	7	10	9	11	10	16	14	18	135
(新規受理件数)	(0)	(0)	(1)	(2)	(3)	(0)	(2)	(4)	(3)	(2)	(1)	(4)	(22)

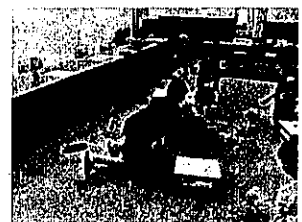
(5) 青少年健全育成講演会・研修会の開催

実施月日	内容・講師・会場
4月13日	講演会、懇談会「学校へ行けなかった僕の居場所」 講師：棚園正一 氏（漫画家） 犬山市立東部中学校 《講演会》
6月30日	犬山市立城東中学校 《講演会》
12月21日	教育支援センター「わいわい」《イラスト教室・懇談会》
8月23日	困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会 講師：清長 豊 氏（NPO 法人アジャスト代表理事） 会場：南部公民館講堂
11月18日	あらためて考える発達障がい②
1月31日	あらためて考える発達障がい③



(6) 子どものための教室開設(ロボット塾)

実施月日	活動内容
I期 7月19日～21日 II期 7月26日～28日 III期 8月23日～25日	各回とも、レゴロボット制作キットを使ってロボットを組み立て、それぞれがプログラミングしてロボットを動かします。



### 3 令和6年度活動計画

青少年の非行及び犯罪等被害の防止、悩みや困難を抱えた子ども若者の支援を図るため、学校及び地域、警察等関係機関・団体との連携を密にしつつ、次に掲げる事業を実施する。

#### (1) 青少年健全育成に係る会議

- 青少年センター運営協議会・青少年問題協議会…隔月（偶数月）年6回開催
  - ・ 青少年育成にかかわる関係団体の代表等11名で組織
  - ・ 青少年センターの運営、青少年にかかる課題について協議
- 青少年センター連絡会議…年1回開催
  - ・ 青少年健全育成推進員の委嘱
  - ・ 事業実績、事業計画について報告・連絡
  - ・ 青少年に関わる研修
- 青少年健全育成市民会議…隔月（奇数月）年6回程開催
  - ・ 青少年健全育成に関わる各種組織・団体の代表13名で組織
  - ・ あいさつ運動『おあしす運動』を小中学校通学路・校門・駅付近で実施  
活動には各地域コミュニティを始め31団体・組織が参加

#### 《関係機関・団体への会議出席》

- 犬山・扶桑生徒指導連絡協議会…年3回（6・9・2月）
  - ・ 犬山市及び扶桑町内の小中高校の生徒指導担当者と犬山警察少年係、一宮児童相談所、犬山青少年センターで組織
  - ・ 児童生徒の生活実態、問題点等の把握と各関係機関との情報交換
- その他
  - ・ 県青少年育成県民会議、県青少年育成推進本部尾張支部青少年育成担当者会、尾北地域協働生徒指導推進協議会、江南地区薬物乱用防止推進協議会、犬山少年補導委員会、犬山警察署協議会、重層的支援体制連携会議等への出席

#### (2) 青少年育成支援活動

- 犬山二十歳の集い実行委員会
  - ・ 開催1年半前の夏に実行委員会を組織。
  - ・ 「犬山二十歳の集い2025」及び「犬山二十歳の集い2026」実行委員会への助言と支援
- 青少年ボランティア活動
  - ・ 行事・催し物等における青少年のボランティアを呼びかけ活動を支援

#### (3) 広報啓発・街頭指導活動

##### ○ 広報啓発活動

次代を担う青少年が明るくたくましく成長するために、当センターと関係機関が緊密に連携し、次の活動を支援する。

- ・ 青少年健全育成市民会議と連携して会報「おあしす」を市内全戸回覧する。（年3回）
- ・ 犬山市青少年健全育成市民会議が主催する「おあしす(あいさつ)運動」と連携し、青少年の非行防止、健全育成街頭啓発活動を支援する。
- ・ あいさつの大切さを訴える標語を募集し、あいさつ運動を啓発する。
- ・ 青少年健全育成市民会議が主催する「おあしす運動」と連携し、非行防止・薬物

乱用防止等広報資料による啓発活動を実施する。

- ・活動の様子を青少年健全育成市民会議の会報「おあしす」や市のHPに掲載し、市民に広報する。また、「犬山市青少年センター要覧」についても市のHPに掲載し、広報する。
- ・「犬山市産業振興祭」、「あつまれ いぬやまっ子！うきうき大行進」において「青少年健全育成市民会議」のコーナーを設置し、取り組みの紹介をする。

#### ○街頭指導・啓発活動

青少年健全育成推進員が、青少年の集まる場所を巡回するなど、非行防止活動をする。有害図書の扱いについて調査し、事業者に環境浄化への協力要請を行なうなど健全育成に努める。また、青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期・冬期)に伴う犬山少年補導委員との合同街頭啓発活動を8月と12月に実施する。

#### (4) 相談活動

市民に身近な相談窓口として、青少年に関する相談(いじめ、非行、家庭内暴力、不登校・ひきこもり等)を行う。内容により、他の相談機関と連携を図り、相談者を支援し信頼に応えていく。小中高校生に相談所を紹介するカード「一人で悩んでいませんか」を配布する。

- ・電話相談：0568-44-0318 《相談専用ダイヤル》
- ・面接相談：市役所3階相談室
- ・開設時間：9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

#### (5) 研修会・講演会の開催

青少年健全育成市民会議、青少年問題協議会との共催で、次の講演会・懇談会・研修会を開催する。

日時	テーマ等	講師	会場	参加人数(人)
6月～ 12月	学校へ行けなかった僕の居場所 講演会・懇談会 3回	漫画家 棚園 正一 氏	犬山中学校 犬山総合高等学校 教育支援センター	総計 900
8月～ 1月	発達障がいのある子ども・若者 への適切な支援について 研修会 3回	NPO 法人アジャスト 代表理事 清長 豊 氏	南部公民館	総計 200

#### (6) 子どものための教室開設

日時	テーマ等	講師	会場	参加人数(人)
7月 8月	ロボット塾 プログラミング教室	NPO 法人いぬやまe-コミ ュニティーネットワーク	市民交流センター	24

#### 4 参考資料

##### (1) 相談の受理状況

《年度別（相談件数）》

年度	相談件数	(新規件数)	年度	相談件数	(新規件数)	年度	相談件数	(新規件数)
平成 21 年度	44		平成 28 年度	26	(13)	令和 5 年度	145	(22)
22 年度	22		29 年度	59	(17)			
23 年度	20		30 年度	65	(11)			
24 年度	49	(29)	令和元年度	72	(20)			
25 年度	93	(18)	2 年度	84	(15)			
26 年度	36	(12)	3 年度	66	(11)			
27 年度	45	(21)	4 年度	135	(22)			

《内容別（件数とその割合(%)）》

内容 年度	いじめ		不登校		非行		しつけ・ 家庭問題		その他		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
平成 21 年度	23 年度以 前のいじ め相談は その他に		5	(11.3)	18	(40.9)	12	(27.3)	9	(20.5)	44
22 年度			5	(22.7)	2	(9.1)	3	(13.6)	12	(54.6)	22
23 年度			7	(35.0)	4	(20.0)	4	(20.0)	5	(25.0)	20
24 年度	24	(20.4)	11	(22.4)	8	(16.4)	8	(16.4)	12	(24.4)	49
25 年度	10	(10.8)	30	(32.2)	45	(48.4)	0	(0)	8	(8.6)	93
26 年度	4	(11.1)	13	(36.2)	4	(11.1)	1	(2.7)	14	(38.9)	36
27 年度	2	(4.4)	8	(17.8)	4	(8.9)	0	(0)	31	(68.9)	45
28 年度	4	(15.3)	1	(4.0)	0	(0)	0	(0)	21	(80.7)	26
29 年度	12	(20.3)	6	(10.2)	0	(0)	0	(0)	41	(69.5)	59
30 年度	5	(7.7)	3	(4.6)	1	(1.5)	0	(0)	56	(86.2)	65
令和元年度	1	(1.4)	15	(20.8)	9	(12.5)	0	(0)	47	(65.3)	72
2 年度	2	(2.4)	24	(28.6)	8	(9.5)	0	(0)	50	(59.5)	84
3 年度	9	(13.6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	57	(86.4)	66
4 年度	1	(0.7)	42	(31.1)	4	(3.0)	0	(0)	88	(65.2)	135
5 年度	1	(0.7)	50	(34.5)	0	(0)	7	(4.8)	87	(60.0)	145

※その他はひきこもり、学業、就労、進路、家庭内暴力、自傷行為などの相談

##### (2) 図書類自動販売機設置台数の状況

平成 19 年まで市内に青少年に有害な影響を及ぼす図書類自動販売機が複数設置されていたが、20 年以降 1 台も設置されていない。今後も注意深く見守る必要性はある。また、合法と称する危険薬物の自販機の設置にも目を光らせる必要がある。

## 犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、犬山市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 青少年の非行を防止するとともに、社会生活を営む上で困難を有する青少年を支援し、その健全な育成を図るため、青少年センターを犬山市大字犬山字東畑36番地に設置する。

### (業務)

第3条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の相談に関すること。
- (2) 青少年を取り巻く有害環境の浄化に関すること。
- (3) 青少年の非行の防止に関すること。
- (4) 青少年の指導に関すること。
- (5) 関係機関との連携及び協力に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に必要な事項に関すること。

### (開館時間及び休業日)

第4条 青少年センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 青少年センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず開館時間及び休業日を変更することができる。

### (職員)

第5条 青少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

### (運営協議会)

第6条 青少年センターの運営を円滑に行うため、犬山市附属機関設置条例(平成29年条例第36号)第2条の規定に基づく犬山市青少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、犬山市青少年問題協議会条例(昭和29年条例第48号)に定める犬山市青少年問題協議会の委員をもって充て、定例に会議を開催する。

### (会長及び副会長)

第7条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (招集及び議事)

第8条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委

員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(青少年健全育成推進員)

第9条 青少年を取り巻く有害環境の発見及び青少年の街頭指導を行うため、犬山市青少年健全育成推進員(以下「推進員」という。)を置く。

- 2 推進員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 保護司
  - (2) 主任児童委員
  - (3) P T A連絡協議会の委員
  - (4) 小学校、中学校及び高等学校の生徒指導担当者
- 3 推進員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進員証)

第10条 推進員は、街頭指導を行うときは、犬山市青少年健全育成推進員証(様式第1)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 推進員は、有害環境の発見及び街頭指導を行ったときは、活動日報(様式第2)及び指導票(様式第3)を所長に提出するものとする。  
(関係書類の整備)

第11条 職員は、青少年相談簿(様式第4)を備え、青少年の相談の概要を記録しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。



様式第1 (第10条関係)  
(表)

第 号	犬山市青少年健全育成推進員証
氏名	年 月 日生
上記の者は、犬山市青少年健全育成推進員であることを証明する。	
年 月 日発行	犬山市教育委員会 印

(裏)

注 意 事 項
1 本証は、街頭指導を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2 本証は、請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 本証の有効期間は、発行の日から 年 月 日までとする。

様式第2 (第10条関係)

活 動 日 幸 辰

月 日 曜日

指導 従事員 氏名	区 分	日 時	場 所	罪 種	学 識 別	年 齢	事後措置	指導票作成後措置	
								連 絡	不 連 絡
	犯 罪 触								
	区 分	行 為	学 識 別	年 齢	性 別	現 場 注 意	指 導 票 作 成	指 導 票 作 成 後 措 置	
	く								
	犯								
	不								
	具								
	行								
	為								
	立 入 指 導	興 業 場	グ ー ム セ ン タ ー	ビ デ オ 店	書 店 等	パ チ コ ン 店	そ の 他	計	
		映 画 館	そ の 他 興 業 場						
		件	件	件	件	件	件	件	件

様式第3 (第10条関係)

氏名		性 別		男・女	
氏名	生年月日	年 月 日	生 歳	性 別	男・女
住 所	[自宅・住込・家・下宿・アパート] 電 話				
学校名 又は 勤務先	電 話				
保 護 者	氏 名	青少年との関係 電 話			
日 時	月 日 ( 曜日 )	時 分	分 ころ		
場 所					
行 為	1 凶器所持 ( )	8 金品持出し ( 円 )	15 不良団加盟		
	2 乱暴 ( )	9 金銭乱費 ( 円 )	16 盛り場はいかい		
	3 けんか	10 婦女いたずら	17 不健全娯楽		
	4 たかり	11 不純異性交遊	18 深夜はいかい ( 時ころ )		
	5 家出	12 飲酒	19 薬物乱用		
	6 怠学	13 喫煙	20 その他 ( )		
	7 怠業	14 不良交遊			
特 記 項					
指 導 事 由					
共 同 行 為 者					
参 考 事 項					
推 進 員 名					

青少年相談簿

様式第4 (第11条関係)

受理日・時間		年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 ~ 約 分 間		統計	月 号
相 談 者	職業・学校名	氏 名	男・女		
	生 年 月 日	生 年 月 日	日 生 ( 歳 )		
(来訪・電話)	住 所				
対 象 者	職業・学校名	氏 名	男・女		
	生 年 月 日	生 年 月 日	日 生 ( 歳 )		
住 所					
相 談 内 容 の 概 要					
推 進 員 名					
受 理 者					



(5) 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分

法令等名	呼称	年齢区分						
		1	6	12	15	18	20	40
愛知県青少年保護育成条例	青少年	■						
少年法	少年	■						
刑法	刑事未成年者	■						
学校教育法	学齢児童		■ 小学生					
	学齢生徒			■ 中学生				
児童福祉法	児童	■						
	乳児	■						
	幼児	■						
労働基準法	児童	■						
		■						
児童の権利に関する条約	児童	■						
民法	未成年者	■						
勤労青少年福祉法(注1)	勤労青少年				■			概ね35歳未満
未成年者喫煙禁止法	満20歳未満者	■						
未成年者飲酒禁酒法	満20歳未満者	■						
青少年インターネット環境整備法	青少年	■						
児童買春・児童ポルノ法	児童	■						
子ども・若者育成支援推進法(注2)	子ども・若者	■						40歳未満
こども基本法(注3)	子ども	心と身体の成長の段階にある人						

(注1)法律上は規定なし。第8次勤労青少年福祉対策基本方針では、上限を概ね35歳未満までとしている。

(注2)法律上は規定なし。子ども・若者の範囲は、0歳から30歳代の者を含むとしている（内閣府）。

(注3)法律上の規定なし。18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートがなくならないよう、心と身体の成長の段階にある人を「子ども」としている。

いじめ・非行・家庭内暴力・虐待・引きこもり  
などの問題で悩んでいませんか？



一人で悩まないで、まずはお電話ください。

相談専用ダイヤル

**0568-44-0318**

《平日の9時～17時》

本人、保護者、友人など、どなたからでも結構です。

※相談内容や相談された方の秘密は厳守いたします。

## 犬山市青少年センター

〒484-8501

犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市教育委員会文化推進課内（市役所3階）

電話 0568-44-0352

FAX 0568-44-0372

メール 070300@city.inuyama.lg.jp